

2017年5月9日

各位

会社名 日本信号株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚本 英彦
(コード番号:6741 東証第一部)
問合せ先 総務部長 広瀬 実
(TEL 代表 03-3217-7200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月9日開催の取締役会において、2017年6月23日開催予定の当社第134回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 取締役任期の変更

事業環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、当社定款第21条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮し、任期調整に関する同条第2項を削除するものであります。また、現任取締役の任期を明確にするため、附則を設けます。

(2) 剰余金配当等の決定機関の変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき当社定款第37条を新設し、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にするものであります。同条と内容が重複する当社定款第7条（自己の株式の取得）及び第39条（中間配当）は削除し、条数の変更を行います。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第21条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則 <u>定款第20条の規定にかかわらず、2016年6月24日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2018年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>

以 上